近畿農政局管内の農業遺産認定地域

【参考】

- 〇農業遺産とは、重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域(農林水産業システム)を認定する制度
- 〇国連食糧農業機関(FAO)が認定を行う<u>世界農業遺産</u>と、農林水産大臣が認定を行う<u>日本農業遺産がある</u>
 - 【世界農業遺産】 28ヶ国89地域、日本15地域、近畿管内3地域 【日本農業遺産】 28地域、近畿管内9地域
- 〇有田・下津地域は、世界農業遺産への認定申請が承認され、FAOへ申請中(R5.10.31)
- 〇兵庫県の北播磨・六甲山北部地域及び朝来地域は、R6.6に日本農業遺産に申請し、R7.1.24に認定



世界農業遺産(R5認定)

日本(H30認定)

兵庫美方地域

人と牛が共生する美方地域の 伝統的但馬牛飼育システム



日本農業遺産(R6認定)

北播磨・六甲山北部地域

兵庫の酒米「山田錦」生産システム



日本農業遺産(R2認定)

南あわじ地域

南あわじにおける水稲・たまねぎ・ 畜産の生産循環システム



有

H

津

地

日本農業遺産(H30認定)

海南市下津地域

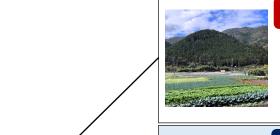
下津蔵出しみかんシステム



日本農業遺産(R2認定)

有田地域

みかん栽培の礎を築いた 有田みかんシステム



日本農業遺産(R6認定)

朝来地域

岩津ねぎを核とした資源循環型農業 システム = 伝統種子の継承と地域 連携による里地里山保全=



世界農業遺産(R4認定)

日本(H30認定)

琵琶湖地域

森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と 農業が織りなす琵琶湖システム



日本農業遺産(R2認定)

丹波篠山地域

丹波篠山の黒大豆栽培 ~ムラが支える優良種子と家族農業~



日本農業遺産(R2認定)

高野・花園・清水地域

聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ 持続的農林業システム



世界農業遺産 (H27認定)

みなべ・田辺地域

みなべ・田辺の梅システム